

はじめての「最終通告」？ ～ それは詐欺です！！

民事訴訟最終通告書

訴訟番号 令和2年(み)第408号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の納付されていない消費料金について契約会社、運営会社から民事訴訟として、訴状の提出されました事をご通知致します。

以降、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て裁判所からの特別送達を行い、裁判手続きを開始させていただきます。このままご連絡無き場合は原告側の主張が全面的に受理承諾され裁判後の措置として裁判所による執行証書の交付のもとに給料差し押さえ及び、動産物、不動産の差し押さえを裁判所執行官立ち合いにて強制的に履行させていただきますので、ご了承下さい。訴訟内容及び、訴訟取り下げのご相談に関しましては受付時間内に受け賜っておりますので職員までお問合わせください。

訴訟取り下げ最終期日 令和2年4月11日

〒121-0042 東京都千代田区鍛冶町1-1-2

法務局認定法人 民事訴訟管理センター

03-4329-1380

○ 「民事訴訟最終通告書」などと書かれた詐欺ハガキや封書が県下全域に多数送達されています。これは消費者の不安をあおり、架空の料金をだまし取る詐欺の手口です。

無視するか、警察へご相談ください。

○ 差出人や連絡先は様々です。

・ 東京都千代田区九段南1-2-1

法務省管轄支局管理部

相談窓口 03-6324-1788

・ 東京都千代田区九段南1-2-1

法務省管轄支局管理部

相談窓口 03-4329-2135